

保険料の軽減措置

☆ 均等割額の軽減

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額に応じて、下記のとおり均等割額が軽減されます。

対象者の所得要件 〔 世帯の被保険者全員および 世帯主の軽減判定所得の合計額 〕	均等割の軽減	
	軽減の割合	軽減後の均等割額
43万円 + 10万円 × (※ 給与所得者等の数 - 1) 以下	7割	16,200円
43万円 + (29.5万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (※ 給与所得者等の数 - 1)) 以下	5割	27,000円
43万円 + (54.5万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (※ 給与所得者等の数 - 1)) 以下	2割	43,200円

※ 一定の給与所得者と公的年金の支給を受ける者

- * 賦課期日の世帯状況で判定します。
- * 世帯主が被保険者でない場合も、その世帯主の所得が軽減判定の対象になります。
- * 65歳以上の方は、公的年金所得について最大15万円控除します。
- * 事業所得のある方は専従者控除を反映せずに軽減判定を行います。また、専従者の方は専従者給与分を減額した所得で軽減判定を行います。

☆ 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、資格取得後2年間を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

- * 被用者保険の被扶養者とは、協会けんぽ、組合健保、共済組合等の保険の被扶養者のことです。(市町村国民健康保険、国民健康保険組合を除きます。)
- * 元被扶養者であっても、世帯所得が低い方は均等割額の軽減が受けられます。